

作成年月日	令和2年1月31日
-------	-----------

会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画

令和2年1月

会津若松市

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、福島県の西部、会津地方における中核都市で、奥羽山脈や飯豊山地などによって囲まれる会津盆地の東南に位置している。東は全国第4位の面積を有する猪苗代湖に接し、南は大戸岳・布引山など標高1,000mを超える諸山岳を境としており、西は日本有数の一級河川である阿賀野川水系阿賀川（大川）を越えて、市域面積は382.99 km²に広がっている。

会津盆地周辺の山林は、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園、越後三山只見国立公園に指定されているほか、本市南西部に広がる山林の一部は大川羽鳥福島県立自然公園に指定されるなど、本市は豊かな森林資源に恵まれた地域である。

その一方で、林業は長引く原木価格の低迷により、森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の高齢化などから、利用期を迎えた多くの人工林資源が十分に活用されない状況が続いている。

このような中、平成24年7月、地域の山林未利用材を中心として利用する木質バイオマス発電所が稼働を始め、これまで利用されずに山林に放置されていた間伐材などの新たな利用が始まった。これにより、林業従事者の所得向上や原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果をもたらし始めた。

このため、今後の木材需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電施設への燃料の供給体制を強化し、本市の森林資源の有効活用と農林業の活性化に努めることとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	登記簿地目	面積 (m ²)	備考
会津若松市河東町工業団地1番地1	宅地	9,109.05	木質バイオマス発電施設
同1番地3	原野	1,082.00	同上
同1番地9	原野	82.00	同上
同1番地11	公衆用道路	33.00	同上

会津若松市河東町浅山字寄ノ内 1 番地 6	雑種地	34.00	同上
会津若松市河東町浅山字中窪 1 番地 6	雑種地	548.00	同上
会津若松市河東町金田字村中 174 番地 3	雑種地	121.00	同上

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電施設の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	5,700kW	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
木質バイオマス発電事業者が地域内に賦存する未利用材等を、長期的かつ安定的に買い取るにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上、雇用創出など林業の活性化に寄与する取組	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて 8 割未満とならないようにする。

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境との調和

地域の植生、野生生物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間 4,650 万 kWh の発電及び 6～7 万トンの未利用材等の安定供給を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況等）を会津若松市に報告することとする。目標が達成されない場合、必要に応じて、会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会等において、認定設備整備計画の実施状況について協議し、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺の環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、発電設備の使用期間にわたって地域に存するバイオマスを主に活用するものであること、是正の指導に従うこと、会津若松市が実施する事業等に積極的に協力することなどの条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報供給を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。